平成２９年（フ）第５７３号
大阪市大正区鶴町３丁目20番23号、開始決定時大阪市大正区平尾３丁目23番19号
破産者　稲村　　仁
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９４号
大阪府枚方市伊加賀寿町16番55号
破産者　中森　　毅
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３１４号
大阪府東大阪市花園西町１丁目９番23号
破産者　酒井　俊行
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４８号
大阪市東淀川区豊里７丁目10番17―401号
破産者　野口　豊太
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１７号
大阪府豊中市栗ケ丘町５番38―305号
破産者　松山　　浩
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０９号
大阪市都島区大東町２丁目３番13号千成ハイツＢ棟　205号、前住所奈良県生駒市東菜畑２丁目931番地20
破産者　野口　　章
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１０号
大阪府八尾市南木の本４丁目91番地レジデンス桜201号
破産者　山田　淑子（旧姓岩野）
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２１号
大阪府摂津市千里丘東５丁目10番21号
破産者　森山　聖子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７６号
大阪府大阪狭山市金剛２丁目14番１号
破産者　ヨシイ整骨院こと　吉井　　保
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９号
兵庫県尼崎市神崎町39番17号　ハウスアイ尼崎105号、前住所兵庫県伊丹市東有岡１丁目51番地の４
破産者　住野　邦浩
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目11番15―315号
破産者　池田　浩人
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
香川県仲多度郡多度津町幸町２―29―３、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字庄948番地１　マーベラス紅Ｄ101
破産者　宮本　勝行
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２８号
香川県丸亀市郡家町3682番地１
破産者　藤田　宏子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２５４号
北九州市小倉南区湯川５丁目８番８―401号
破産者　栗田美代子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５５号
北九州市八幡西区船越１丁目５番18号
破産者　小宮　一幸
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３号
熊本市北区津浦町13番５号　ティアドロップ206、開始決定時の住所熊本県合志市須屋267番地９エスポワール参番館Ｂ棟101号、前住所熊本市北区清水新地５丁目８番１号
破産者　内野　美香
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
熊本市西区田崎２丁目３番73―102号　田崎団地
破産者　池尻　伸寛
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２号
鹿児島県志布志市志布志町帖向川原6631番１、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町帖6646番地
破産者　深川マリ子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
沖縄県那覇市字国場432番地１　セレクション国場Ⅱ　３―Ｄ
破産者　野口　芳樹
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部